

つやま企業サポート事業 生産性向上補助金交付要領

令和6年2月1日 制定

令和6年8月31日 改定

令和7年4月1日 改定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、市内事業者が自動化設備やICTソリューションを新たに導入するための事業費等に対して、つやま企業サポート事業生産性向上補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内事業者の生産性向上を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動化設備 マニピュレーション機能や移動機能をもち、各種の作業（溶接、組立、搬送、塗装、検査、研磨、洗浄等）をプログラムにより実行することで、工場等の自動化に寄与する機械をいう。
- (2) ICTソリューション 以下の各種間接業務をソフトウェアにより実行することで、業務効率化に寄与するICTツールをいう。
 - ・デジタル文書などの情報を社内で共有できるツール
 - ・販売管理、在庫管理、購買管理などを行うツール
 - ・顧客管理を行い、売り上げ拡大を検討するツール
 - ・オンラインの社内コミュニケーションツール
 - ・定型化された業務を自動化するツール
 - ・情報を一元管理し、業務を効率化するためのツール
 - ・売掛、買掛、入金、出金、振替といった会計管理などを行うツール
 - ・人事評価や勤怠、給与、社会保険などを行うツール
 - ・インターネット上で注文書や請求書、契約書などのやり取りを行うツール
 - ・データを収集し、分析・活用するツール・その他、センターが業務効率化に寄与すると認めるツール
- (3) 生産性の向上 10パーセント以上の省人化、10パーセント以上の作業時間の短縮、10パーセント以上の生産量の向上又は10パーセント以上の生産コストの削減のいずれかをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、生産性の向上等を図ることを目的として、新たに自動化設備やシステム構築されたICTソリューションを事業所に導入するとき、又は既存の自動化設備やICTソリューションに新たな機能等を追加するとき、その申請に基づき補助金を交付する。ただしICTソリューションにおいては、システム構築が不要で、ソフトのインストールのみで使用できるものやシステムの基礎的機能により容易に構築できるものは除く。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、導入時の経費のみとし、維持・保守・運用に関わる経費は対象外とする。

2 補助の対象となる経費は、直接人件費を除く補助事業を実施するために必要な経費とし、区分及び内容は、自動化設備については別表1で、ICTソリューションについては別表2で、それぞれ定めるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、交付決定のあった日から、当該年度末の10日前までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、令和7年4月1日から令和7年10月31日までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書に掲げる書類
- (2) 市税完納証明書
- (3) 見積書
- (4) その他センターが必要と認める書類

(補助金の制限)

第8条 補助金交付の対象となる事業は、1補助対象者当たり、同一年度内において1事業とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の3分の2以内とし、200万円を限度とする。ただし、市外企業への発注については、補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式によ

る実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し

(2) 事業成果の分かる書類

(3) その他センターが必要と認める書類

(補助金の支払い方法)

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行する。

付 則

(施工期日)

1 改定後の要領は、令和6年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 改定後の要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

経費区分	内容
自動化設備導入費	自動化設備の購入又は賃借（ただし、賃借の場合は、補助金交付年度内に支出するものに限る。）、搬入、移設、据付若しくは調整等、自動化設備の導入に要する経費
導入に伴う付帯経費	自動化設備の導入に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費
その他経費	ここに掲げるものの他、センターが特に必要と認める経費

※ 修繕等の機能回復に係るものは経費の対象としない。

別表 2（第 5 条関係）

経費区分	内容
パソコン等設備購入費（※ 1）	I C Tソリューションの導入に必要なサーバー、無停電電源装置、パソコン、タブレット、I o Tセンサーの購入に要する経費
サーバー構築費（※ 1）	設計されたシステムを稼働させるために必要なサーバー、パソコン、タブレット、I o Tセンサーの設定に要する経費
システム設計費	システムの要件や機能、全体の構造を定義するため、要件分析、システムのアーキテクチャ設計、ユーザーインターフェイス設計、データベース設計などに要する経費
システム構築費	設計されたシステムを実際に構築、実装するため、ソフトウェアの購入、プログラミング（購入したソフトウェアのカスタマイズを含む）、データベースの構築、システムの統合、テストなどに要する経費
その他経費	ここに掲げるものの他、センターが特に必要と認める経費

※ 修繕等の機能回復に係るものは経費の対象としない。

※ 1 「パソコン等設備購入費」及び「サーバー構築費」の補助対象経費は全体経費（様式第 3 号又は様式第 6 号 支出の部の①）の 1 / 3 以内とします。